

●香川県監査委員公表第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年11月29日

香川県監査委員 木下典幸
同 大西均
同 五所野尾 恭一
同 都築 信行

- 1 監査対象部局 知事部局（政策部、総務部、危機管理総局、環境森林部、健康福祉部、商工労働部、交流推進部、農政水産部、土木部、出納局）107機関
- 2 監査対象年度 令和3年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 代替証券の収納について、納付書による払出しが遅延した上、証券受払簿に払出年月日を誤って登記されているにもかかわらず、検印を押印していたものが1件あった。（薬務感染症対策課）</p> <p>(イ) 代替証券の収納について、納付書による払出しが遅延した上、証券受払簿に受払の都度、登記されていなかったにもかかわらず、検印を押印していたものが1件あった。（生活衛生課）</p> <p>(ウ) 現金領収書について、金額を訂正したものが1件あった。（保健医療大学）</p> <p>(エ) 現金で納付された生産物売却代金について、遅滞なく指定金融機関に払い込まれていたが、現金受払簿への登記が漏れているものが1件あった。（高等技術学校）</p> <p>イ 支出について</p> <p>(ア) 前年度指導していたにもかかわらず、県外旅費について、誤って往復割引の片道を適用したため、</p>	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 証券受払簿の払出年月日については、直ちに修正した。今後は、代替証券の収納後、速やかに払出しをするとともに、検印時の確認を徹底する。</p> <p>(イ) 払出しの遅延については、情報共有を徹底し、再発防止に努める。証券受払簿については、受払の都度記載するよう、職員に再度周知するとともに、検印時にも十分確認を行い、適切な代替証券の収納に努める。</p> <p>(ウ) 現金領収書について、金額を間違った場合は訂正せず書き損じとし、作成し直すよう事務処理を徹底する。</p> <p>(エ) 直ちに現金受払簿に登記した。今後は、受払簿への所属長検印時の領収書との照合確認を徹底する。</p> <p>イ 支出について</p> <p>(ア) 不足額を旅費申請者へ直ちに支給するとともに、旅費システムへの入力の際には初期設定で往復</p>

支給額が不足しているものがあつた。(県立ミュージアム)

(イ) 単価契約している物品等の購入について、事前に数量購入伺等により支出負担行為担当者の決裁を受けていなかった。(消防学校)

(ウ) 航空機を利用した県外出張の旅費精算報告において、旅客運賃の領収書を紛失したものがあつた。また、支給額を誤っているものがあつた。(水産課)

ウ 契約について

(ア) 消防学校救助訓練棟A塔外壁登はん訓練用目盛改修工事について、工事検査結果通知及び工事目的物の引渡しに係る手続きがされていなかった。(消防学校)

(イ) 詫間港フォークリフト修繕業務契約について、予定価格が50万円を超えていたにもかかわらず、書面による予定価格を作成しておらず、施行伺も作成していなかった。(西讃土木事務所)

エ 物品・財産について

(ア) 備品である片そで机について、現物確認をしないまま消耗品に分類換え手続きを行っていた。(県立ミュージアム)

(イ) 前年度指導していたにもかかわらず、消耗品出納簿について、月計及び累計が記載されていないものがあつた。(東讃保健福祉事務所)

オ その他

割引が適用されていることに留意するよう職員へ周知した。今後は、旅費システムへの入力内容の確認をこれまで以上に徹底して行う。

(イ) 直ちに数量購入伺を作成した。今後は、適正な事務処理を確実に行う。

(ウ) 支給額を誤っていた旅費について、直ちに再計算を行い、令和4年9月に追給を行った。今後は、旅費精算時に入力内容と領収書の確認をこれまで以上に徹底して行うとともに、領収書の保管管理について、再発防止に努めるよう職員に周知徹底を行った。

ウ 契約について

(ア) 直ちに工事検査結果を通知し、工事目的物の引渡しに係る手続きを行った。今後は、建設工事執行規則や関係通知に基づく適正な事務処理を徹底する。

(イ) 今後は、会計規則や出納事務の手引き、契約事務マニュアルなどを十分に確認し、適切な執行に努める。

エ 物品・財産について

(ア) 現物確認の上、備品の払出し登録及び出納員への返納登録を取り消し、備品シールを再貼付した。今後は、確認を徹底し、適正な物品管理に努める。

(イ) 直ちに、最後に出納があつた月の月計と累計を記載した。今後は、毎月末に現品と出納簿の突合を行い、月計及び累計の記載を徹底する。

オ その他

	<p>再任用職員（週31時間勤務）2名について、出勤簿を作成していなかった。（子ども女性相談センター（西部子ども相談センター））</p>	<p>直ちに未作成分の出勤簿を作成した。今後は、職員の出張、休暇、欠勤等の出勤簿管理を徹底するとともに、複数人による確認を行う。</p>
--	--	--